

公 表 日

令和 2年 7月29日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和2年度西瀬橋応急復旧（その1）工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 服部 洋佑 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
契約年月日	令和 2年 7月29日
契約業者名	丸昭建設（株）
契約業者の住所	熊本県人吉市西間上町2479-1
契約金額	82,170,000円（税込み）
予定価格	82,203,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり （※随意契約理由書を添付すること。）
工事場所	熊本県人吉市相良町地先
工種区分	一般土木工事
工事期間（自）	令和 2年 7月23日
工事期間（至）	令和 2年10月10日
備考	入札情報サービス（PPI） （ http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx ） にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 件 名 令和2年度西瀬橋応急復旧（その1）工事
2. 工事場所（履行場所） 熊本県人吉市相良町地先
3. 契約の相手方 住 所：熊本県人吉市西間上町 2479-1
名 称：丸昭建設 株式会社
電 話：0966-45-0046
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は、令和2年7月4日の豪雨による県道15号人吉水俣線の西瀬橋において橋の一部が流出した事から、この事態による交通の確保を図るものである。

- 2) 当該工事の内容

本工事は、西瀬橋の仮橋設置における進入路設置および舗装等を行うものである。

- 3) 契約に付する理由

本工事の遂行においては、施工業者が応急復旧する施工方法を熟知しており、かつ十分な技術力・労働力・建設機械等を保有し、緊急的に機動力を発揮すると共に、的確な工事実施が求められる。

丸昭建設 株式会社 は、上記に該当すると判断されることから、令和2年3月31日に「八代河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定」を八代河川国道事務所と締結しており、「八代河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定」第2条及び第4条に記載のとおり当事務所に出動要請・通知されたため、本災害においても、必要な資機材を保有し、緊急出動し機動力を発揮することが可能であると判断される。

以上のことから、丸昭建設 株式会社が本工事を遂行するうえで唯一の契約相手と判断されるため、会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号により契約を行うものである。

(契約理由書作成者)

八代河川国道事務所 建設専門官